

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

(一般社団法人 伊那市観光協会)

伊那市監査委員

4伊監第23号
令和5年2月28日

伊那市長 白鳥 孝 様
伊那市議会議長 白鳥 敏 明 様

伊那市監査委員
北原 藤 重
池上 忍
吉田 浩 之

令和4年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	準拠する基準	1
第 2	監査等の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	監査の実施場所及び日程	2
第 6	監査対象団体の概要	2
第 7	監査の結果	5

令和4年度財政援助団体等監査報告書

第1 準拠する基準

伊那市監査委員は、伊那市監査基準（令和2年伊那市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

一般社団法人伊那市観光協会（以下「観光協会」という。）に対する令和3年度及び令和4年度における財政援助に係る出納その他の事務の執行、経営状況等について監査を行った。

第4 監査の着眼点及び主な実施内容

観光協会の事業の出納その他の事務の執行について、観光協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他の関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

- （1）定款並びに経理規定等諸規定は整備されているか。
- （2）設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- （3）決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- （4）経営成績及び財政状態は良好か。
- （5）人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- （6）関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- （7）会計経理及び財産管理は適切か。
- （8）資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- （9）負担金に係る会計経理内容は適正か。
- （10）負担金事業が目的に沿って適正に行われているか。
- （11）負担金額及び支出は適正に行われているか。

第5 監査の実施場所及び日程

監査実施場所 伊那市役所（伊那市下新田3050番地）303委員会室

監査実施日程 令和4年11月2日から同年11月21日

第6 監査対象団体の概要

1 総括的概要

観光協会は、3市町村合併による新伊那市誕生後も旧市町村単位で活動していた伊那観光協会、高遠町観光協会及び長谷村観光協会が、平成20年4月1日に統合し、「伊那市観光協会」として活動してきた。

平成26年度に「観光協会の役割、使命が変わりつつある中、自立化に向けて検討」した結果、「組織体制を強化」し「自己財源を確保する」ことにより、観光協会の自立化を図るため、平成28年4月1日に「一般社団法人伊那市観光協会」として発足し、次の事業を行っている。

- (1) 観光客の誘致促進
- (2) 観光情報の提供及び収集
- (3) 観光行事の開催及び助成
- (4) 観光資源の開発及び受入環境整備の支援
- (5) 観光に関する講演会・研修会等の開催
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 観光案内所の運営
- (8) 観光物産の宣伝及び販売
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 組織

- (1) 法人の構成員（令和4年度）
会員 団体会員6団体、個人会員137名（法人を含む）、
賛助会員136名 合計279名
（会員のうち団体会員、個人会員及び推薦会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。）
- (2) 役員等
理事16名（うち代表理事・会長1名、理事・副会長3名、理事11名、常務理事（事務局長）1名）、監事2名
- (3) 職員
事務局長（常務理事）1名、常勤職員6名、非常勤職員3名

3 財務状況

平成 28 年度において一般社団法人化されたことにより、観光協会の財務会計は公益法人会計基準により経理されている。

観光協会の令和 3 年度収支計算書によると、事業活動収入計 35,528,888 円、事業活動支出計 39,967,089 円、事業活動収支差額 △4,438,201 円であった。

また、投資活動収入計 12 円、投資活動支出計 306,778 円、投資活動収支差額 △306,766 円であった。当期収支差額は △4,744,967 円となった。

事業活動収入計 35,528,888 円のうち伊那市から支出された負担金額は 34,000,000 円であり、事業活動収入計に占める伊那市からの負担金の割合は 95.7%であった。

これに対して自己財源とみなすことができるのは、会費及び収益事業のみであるが、会費収入は 0 円、収益事業収入は 1,508,205 円で 4.2%であった。

事業活動支出計 39,967,089 円に占める事業費支出は 35,287,461 円、管理費は 4,608,628 円であった。特に事業費支出において、広報・宣伝事業 14,926,524 円が 42.3%、桜プロモーション 4,304,571 円が 12.2%であった。

令和 3 年度財務状況

事業活動収入計	35,528,888 円	……㊦
事業活動支出計	<u>39,967,089 円</u>	……㊧
事業活動収支差額	△4,438,201 円	……① (㊦—㊧)
投資活動収入計	12 円	……㊨
投資活動支出計	<u>306,778 円</u>	……㊩
投資活動収支差額	△306,766 円	……② (㊨—㊩)
当期収支差額	△4,744,967 円	……①+②

年度別収入内訳

(単位:円、%)

収入	令和元年度		令和2年度		令和3年度		増減(R3-R2)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
会費	1,912,000	1.9	0	0.0	0	0.0	0
負担金	53,843,400	53.2	47,000,000	50.2	34,000,000	55.3	△ 13,000,000
補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
収益事業	24,860,675	24.6	21,726,686	23.2	1,508,205	2.5	△ 20,218,481
雑収入	81,715	0.1	2,384,866	2.5	20,683	0.0	△ 2,364,183
投資活動収入	60,000	0.1	43,450	0.0	12	0.0	△ 43,438
繰越金	20,377,055	20.1	22,567,289	24.1	25,971,320	42.2	3,404,031
収入額計	101,134,845		93,722,291		61,500,220		△ 32,222,071

年度別支出内訳

(単位:円、%)

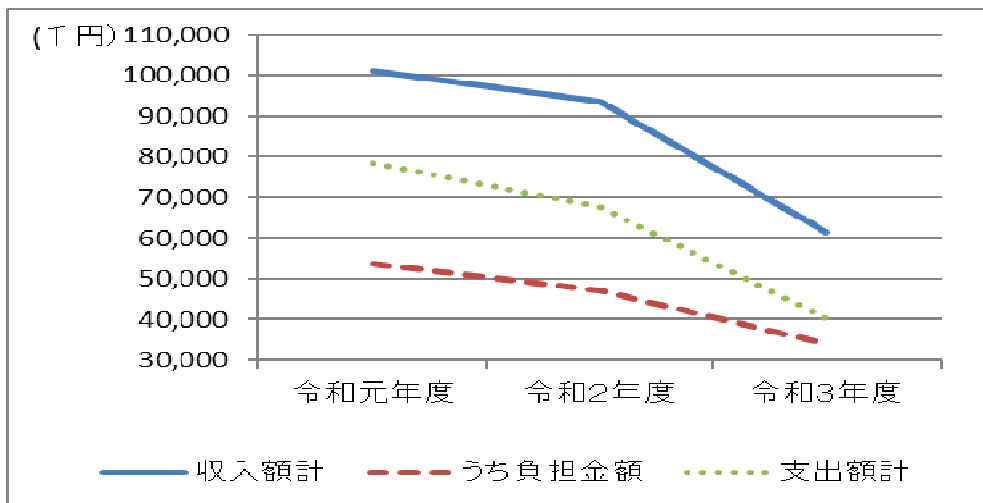
支出	令和元年度		令和2年度		令和3年度		増減(R3-R2)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
広告宣伝事業費	15,849,286	20.2	10,657,632	15.7	14,926,524	37.1	4,268,892
誘客事業費	40,588,576	51.6	38,398,486	56.7	13,794,125	34.3	△ 24,604,361
特産品事業費	827,657	1.1	166,823	0.2	214,129	0.5	47,306
販売品作成費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
教育旅行事業	5,081,054	6.5	3,062,000	4.5	3,251,595	8.1	189,595
インバウンド事業	4,251,193	5.4	2,208,202	3.3	806,775	2.0	△ 1,401,427
広域観光事業費	2,301,301	2.9	1,427,983	2.1	785,954	1.9	△ 642,029
人件費・事務費	9,223,529	11.7	11,692,345	17.3	6,187,987	15.4	△ 5,504,358
投資活動支出	444,960	0.6	137,500	0.2	306,778	0.7	169,278
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
支出額計	78,567,556		67,750,971		40,273,867		△ 27,477,104

* 平成28年度から法人化により公益法人会計基準により経理されている。

収支額計に対する負担金額と負担割合

(単位:円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
収入額計－負担金額	47,291,445	53.2%	46,722,291	50.1%	27,500,220	55.3%
支出額計－負担金額	24,724,156	68.5%	20,750,971	69.4%	6,273,867	84.4%



第7 監査の結果

監査の結果、伊那市からの負担金に係る観光協会における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

1 事業及び会計事務について

- (1) 定款第12条(2)では、会費の額は総会において議決することとされているが、令和4年度会費を徴収しないこととした経過が総会資料及び議事録で確認できなかった。会費の徴収は重要事項であるため、徴収しない理由について理事会及び総会の議案として審議し、議事録には必ず経緯等を含めた詳細を記録されたい。
- (2) 分杭峠シャトルバス運行に係る委託契約において、事故発生時の対応や補償、点検整備、安全管理などについて明文化された契約書とするよう検討されたい。
- (3) 時間外勤務による振替休暇が多くみられる。不規則な勤務となり健康管理が難しくなるため、社会保険労務士等への相談等を含め、決まった曜日に休暇を取得できる体制を検討されたい。

2 負担金事務について

市の観光行政の推進を図るため、観光PR事業を中心に観光協会の役割が増大しているが、市の財政状況が厳しい中で、観光協会に対して市が支出している負担金額は、ここ数年減少傾向にあるが依然として多額である。

この「負担金」は、定款・法令又は契約等に基づくものではなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。

一方、定款第7条で、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」とされているが、令和2年度以降、3年間に渡り会費の徴収が行われていない。令和3年度決算においても事業活動費は「負担金」に大きく依存しており好ましくない。

法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。

観光課においては、観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光

協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、発足当初からの目的である観光協会の自立化を図るため、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。

3 観光課と観光協会の役割の明確化について

令和3年度の同監査においても指摘したが、観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消されたい。

4 組織体制の強化と自己財源の確保について

- (1) 観光協会会員数は令和元年度 267 名、令和2年度 267 名、令和3年度 265 名とほぼ横ばいとなっている。更なる組織体制の強化のためには賛助会員だけでなく団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会員増加に取り組まされたい。
- (2) 観光協会の令和3年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入 0 円、収益事業 1,508,205 円が主なものである。収益事業では桜VRゴーグル等の販売が主なものであるが、収入全体に対して 2.5%を占めるに過ぎない。平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものであるが、コロナ禍によりインバウンド需要が激減している。こうした状況下においても、さらなる観光戦略の研究と、自己財源の確保に向け一層努められたい。

令和4年度財政援助団体等監査の指摘事項に対する処理状況

(監査対象) 一般社団法人伊那市観光協会 (所管課) 観光課

指摘事項	処理状況
<p>監査の結果、伊那市からの負担金に係る観光協会における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。</p> <p>1 事業及び会計事務について</p> <p>(1) 定款第12条(2)では、会費の額は総会において議決することとされているが、令和4年度会費を徴収しないこととした経過が総会資料及び議事録で確認できなかった。会費の徴収は重要事項であるため、徴収しない理由について理事会及び総会の議案として審議し、議事録には必ず経緯等を含めた詳細を記録されたい。</p> <p>(2) 分杭峠シャトルバス運行に係る委託契約において、事故発生時の対応や補償、点検整備、安全管理などについて明文化された契約書とするよう検討されたい。</p> <p>(3) 時間外勤務による振替休暇が多くみられる。不規則な勤務となり健康管理が難しくなるため、社会保険労務士等への相談等を含め、決まった曜日に休暇を</p>	<p>1 事業及び会計事務について</p> <p>(1) 今後は、総会議事録に詳細を記録します。</p> <p>(2) 令和5年度の委託契約時には明文化します。</p> <p>(3) 時間外勤務による振替休暇については、観光案内所の土日開所のためのシフト勤務によるものがほとんどであり、全職員が対象となっており、通常業務や</p>

指摘事項	処理状況
<p>取得できる体制を検討されたい。</p> <p>2 負担金事務について</p> <p>市の観光行政の推進を図るため、観光PR事業を中心に観光協会の役割が増大しているが、市の財政状況が厳しい中で、観光協会に対して市が支出している負担金額は、ここ数年減少傾向にあるが依然として多額である。</p> <p>この「負担金」は、定款・法令又は契約等に基づくものではなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。</p> <p>一方、定款第7条で、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」とされているが、令和2年度以降、3年間に渡り会費の徴収が行われていない。</p> <p>令和3年度決算においても事業活動費は「負担金」に大きく依存しており好ましくない。</p> <p>法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。</p>	<p>対外的な業務もあるため、決まった曜日に休暇を取得することは難しい。</p> <p>2 負担金事務について</p> <p>伊那市の観光PRについては、本来行政が行う部分を、観光協会が担っている状況にあり、その費用については市からの負担金に頼らざるを得ない状況にあります。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光事業者は非常に厳しい状況にあったため、会費の徴収を行わなかったが、令和5年度以降については定款に基づき、会費の徴収は行う予定であります。</p> <p>事業内容の見直しを行うとともに、自己財源の確保に努めていきます。</p>

指摘事項	処理状況
<p>観光課においては、観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、発足当初からの目的である観光協会の自立化を図るため、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。</p> <p>3 観光課と観光協会の役割の明確化について</p> <p>令和3年度の同監査においても指摘したが、観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消をされたい。</p> <p>4 組織体制の強化と自己財源の確保について</p> <p>(1) 観光協会会員数は令和2年度267名、令和3年度265名、令和4年度279名とほぼ横ばいとなっている。更なる組織体制の強化のためには賛助会員だけでなく団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会</p>	<p>3 観光課と観光協会の役割の明確化について</p> <p>観光課と観光協会の役割分担を明確にし、組織体制や役員体制についても検討していきます。</p> <p>4 組織体制の強化と自己財源の確保について</p> <p>(1) 会員になることによるメリットを明らかにし、会員拡大に取り組んでいきます。</p>

指摘事項	処理状況
<p>員増加に取り組まれない。</p> <p>(2) 観光協会の令和3年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入0円、収益事業1,508,205円が主なものである。収益事業では桜VRゴーグル等の販売が主なものであるが、収入全体に対して2.5%を占めるに過ぎない。</p> <p>平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものであるが、コロナ禍によりインバウンド需要が激減している。こうした状況下においても、さらなる観光戦略の研究と、自己財源の確保に向け一層努められたい。</p>	<p>(2) 令和3年度については、分杭峠のシャトルバスが自然災害により運行できなかったため、シャトルバスの収益がゼロでありました。また、コロナ禍の中であり、教育旅行の受入れもできなかったため、収益事業による収入が確保できませんでした。</p> <p>令和4年度には、分杭峠のシャトルバスの運行も再開しており、収益事業による収入も増えていきますし、令和5年度については、教育旅行の農家民泊での受け入れも増えていく予定となっています。</p> <p>引き続き自己財源の確保に努めていきます。</p>

令和4年度財政援助団体等監査の指摘事項に対する処理状況

(監査対象) 一般社団法人伊那市観光協会 (所管課) 観光課

指摘事項	処理状況
<p>監査の結果、伊那市からの負担金に係る観光協会における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。</p> <p>1 事業及び会計事務について</p> <p>(1) 定款第12条(2)では、会費の額は総会において議決することとされているが、令和4年度会費を徴収しないこととした経過が総会資料及び議事録で確認できなかった。会費の徴収は重要事項であるため、徴収しない理由について理事会及び総会の議案として審議し、議事録には必ず経緯等を含めた詳細を記録されたい。</p> <p>(2) 分杭峠シャトルバス運行に係る委託契約において、事故発生時の対応や補償、点検整備、安全管理などについて明文化された契約書とするよう検討されたい。</p> <p>(3) 時間外勤務による振替休暇が多くみられる。不規則な勤務となり健康管理が難しくなるため、社会保険労務士等への相談等を含め、決まった曜日に休暇を</p>	<p>1 事業及び会計事務について</p> <p>(1) 議案及び議事録作成については、伊那市観光協会の法人としての自立的な判断を尊重する。(観光課)</p> <p>(2) 令和5年度の契約に反映するよう助言する。(観光課)</p> <p>(3) 年末年始以外、曜日に関わらず毎日営業している伊那市高遠町観光案内所の開設に伴い、現状の職員数では勤務シフトを満たすことができない(業務に空</p>

指摘事項	処理状況
<p>取得できる体制を検討されたい。</p> <p>2 負担金事務について</p> <p>市の観光行政の推進を図るため、観光PR事業を中心に観光協会の役割が増大しているが、市の財政状況が厳しい中で、観光協会に対して市が支出している負担金額は、ここ数年減少傾向にあるが依然として多額である。</p> <p>この「負担金」は、定款・法令又は契約等に基づくものではなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。</p> <p>一方、定款第7条で、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」とされているが、令和2年度以降、3年間に渡り会費の徴収が行われていない。</p> <p>令和3年度決算においても事業活動費は「負担金」に大きく依存しており好ましくない。</p> <p>法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。</p>	<p>白が生じる) 状況にあるため、令和5年度から職員定員を1名増員するよう依頼している。(観光課)</p> <p>2 負担金事務について</p>

指摘事項	処理状況
<p>観光課においては、観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、発足当初からの目的である観光協会の自立化を図るため、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。</p> <p>3 観光課と観光協会の役割の明確化について 令和3年度の同監査においても指摘したが、観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消をされたい。</p> <p>4 組織体制の強化と自己財源の確保について (1) 観光協会会員数は令和2年度267名、令和3年度265名、令和4年度279名とほぼ横ばいとなっている。更なる組織体制の強化のためには賛助会員だけでなく団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会</p>	<p>観光協会の必要経費に対する市の負担と法人独自の収入の状況を精査した上で、単に市の予算計上額を支出額とすることなく、実際の適正な経費に対して支出していく。(観光課)</p> <p>3 市と観光協会の役割の明確化について</p> <p>4 組織体制の強化と自己財源の確保について (1) 引き続き会員増加に努めるよう助言する。(観光課)</p>

指摘事項	処理状況
<p>員増加に取り組まれない。</p> <p>(2) 観光協会の令和3年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入0円、収益事業1,508,205円が主なものである。収益事業では桜VRゴーグル等の販売が主なものであるが、収入全体に対して2.5%を占めるに過ぎない。</p> <p>平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものであるが、コロナ禍によりインバウンド需要が激減している。こうした状況下においても、さらなる観光戦略の研究と、自己財源の確保に向け一層努められたい。</p>	<p>(2) 令和3年度は、収益事業による収入の多くを占めていた分杭峠シャトルバスが自然災害により運休したため、収入全体に対する収益事業の割合が減ったもの。令和4年度は分杭峠シャトルバスが運行再開したため、例年以上の収益を確保していると認識している。(観光課)</p>